

東近江市商工会建設業部会 技能資格等取得促進助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東近江市商工会建設業部会部会員（以下、部会員という。）の、各種技能資格の取得を促進し、部会員の資質向上と事業発展、拡大に資するため、部会員の技能資格等の取得に関し受講経費の一部助成に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第2条 この要綱における助成対象者は、部会員とその事業に従事する家族、従業員とする。但し、年度内に申請し取得した資格等に限る。

(対象資格等)

第3条 この要綱における助成は、別紙内容に基づく資格等取得に関し、受講料の一部について助成を行う。但し、安全衛生教育等関係は除く。

(助成の額)

第4条 この要綱における助成の額は次の額とする。
資格等受講料金の千円未満を切り捨てた金額か、5,000円のいずれか低い方の金額。

(助成の上限)

第5条 この要綱における各部会員に対する助成申請の上限は、1部会員事業所、年度内1回限りとする。

(助成の順位)

第6条 助成の順位は申請書（様式1）により申請のあった先着とし、助成の総額に達した時、助成は終了する。

(助成の総額)

第7条 この要綱での年度内（4月1日から翌3月31日）総額は、予算の範囲内で東近江市建設業部会幹事会において決定する。

(助成の申請)

第8条 助成の申請は、次の書類を提出する。

- ① 申請書（様式1）
- ② 別紙：助成対象 技能講習一覧で支払った受講料金の領収書またはコピー（振込先が確認できる振込用紙）
- ③ 受講資格の種類が確認できる書類（受講票等のコピー等）

(要綱の改廃)

第9条 この要綱の改廃は、東近江市商工会建設業部会幹事会において行う。

附 則 この要綱は、令和元年度東近江市商工会建設業部会第1回幹事会の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

この改正は、令和2年度東近江市商工会建設業部会第1回幹事会の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。